

居宅介護支援事業所やないづ 運営規程
(居宅介護支援)

(事業の目的)

第1条 株式会社おがわ が開設する居宅介護支援事業所やないづ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 やないづ
- 二 所在地 福山市柳津町五丁目3番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 3名（常勤職員2名（内1名管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 0名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - 二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
 - 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - 四 介護支援専門職員の居宅訪問頻度 月一回以上必要に応じて訪問するものとする。
 - 五 居宅サービス計画の作成
利用者及び家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、原案を作成する。また計画書の作成に当たってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ること等につき説明を行い、理解を得るものとする。加えて指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護 通所介護 福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)が、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るように努めるものとする。
 - 六 サービス担当者会議等の実施
居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催 担当者に対する照会などにより専門的見地より意見を求めるものとする。会議においてはテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことが出来るが、利用者又はその家族にが参加する場合においては同意を求めなくてはならない。
 - 七 居宅サービス計画を確定し 他のサービス事業者との連携を図り実施状況の継続的な把握及び評価を行い、地域ケア会議における関係者の情報共有を行う。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

- 3 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル未満 0 円
 - 二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル以上 0 円
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、福山市、尾道市の区域とする。

その他の地域は個別に相談して対応する

（苦情処理）

第 8 条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第 9 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第 10 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 11 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとしまた、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内

二 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる処置を講ずる。

虐待防止の為の対策委員会(テレビ電話等を活用し行うことが出来るものとする)を定期的に開催すると共にその内容 結果に従事者に周知徹底を図る。

- 2 虐待防止法の為の指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待防止の為の研修を年1回以上実施する。
- 4 管理者を対策委員会の責任者とする。
事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「BCP」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- 4 感染症対策 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに結果を職員に周知し定期的に研修及び訓練を実施する。

(身体的拘束等の適正化)

第14条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない事。

身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない事。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社おがわと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する

この規程は 令和 3 年 2 月 1 日から施行する

この規程は 令和 4 年 9 月 20 日から施行する

この規程は 令和 6 年 3 月 28 日から施行する